

# 公 示

北海道補給処公示第6号  
令和4年8月19日

## 令和4年度装備品・器材等に係る各種契約希望募集要項

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 池崎 学

令和4年度装備品・器材等の物品の製造、売買及び役務の提供等の契約を希望する者は、入札及び契約心得（陸幕会第306号（令和4年3月24日））を参照の上、下記に基づき応募してください。

### 記

#### 1 公募に付する事項

別表「調達対象品目表」のとおり。

#### 2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 法令等による許認可等が必要な場合は、当該許認可等を有している者又は当該許認可等の取得に向けて所管官庁と調整中の者であること。
- (7) 秘密等を取り扱う場合は、秘密保全上支障のないことを確認した者を充て得ることであること。
- (8) 契約の履行に当たって必要となる知的財産権に関して、法令に定められた権利及び技

術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することがないよう必要な措置を講じている者であること。

- (9) 公募しようとする物品等の品質、性能等及び納期を保証できる者であること。
- (10) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。  
(但し、市場価格等による場合は除く。)
- (11) 警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の購入等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 公募参加申込みに関する手続等

- (1) 応募に当たっては、別紙第2の「参加表明書」（以下「表明書」という。）及び次の事項を証明する具体的資料（以下「審査資料」という。）の提出が必要となります。
  - ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
  - イ 法令等に基づく許認可証等の写し。ただし、許認可等の取得に向けて所管官庁と調整中の場合は、調整中であることを証明する資料を提出して下さい。
  - ウ 検査・修理等の契約履行に当たり、必要な技術、機械器具及び生産設備等を証する資料
  - エ 調達予定案件の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等、製造企業と締結している技術援助契約等を証明する資料
  - オ 特許等工業所有権を必要とする場合は、該当する権利が使用可能であることを証明する資料
  - カ 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する資料
  - キ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
  - ク その他、契約の履行に当たり必要とする資料
- (2) 表明書及び審査資料（以下「提出資料」という。）は受付期限内に1部を提出先に持参又は郵送することとします。
- (3) 提出先  
〒061-1393 北海道恵庭市西島松308番地  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課審査班  
電話 0123-36-8611 (内線5353)
- (4) 申込受付期間  
令和4年8月19日（金）～令和4年9月20日（火）まで（郵送の場合は必着とする。）  
ただし、申込受付期間以降も随時受付します。
- (5) 受付時間  
休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く午前9時から午後5時までとします。

## 4 技術資料の審査等

- (1) 応募者は、北海道補給処の担当者から提出資料等について説明を求められた場合にはその都度説明を要します。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出していただきます。
- (2) 応募者は、北海道補給処の担当者から製造体制等の調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査への協力をしていただきます。

## 5 審査結果の通知

表明書を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適當と認められた者に対しては審査合格の通知を行います。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行います。

## 6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めるることができます。
  - ア 提出期限  
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
  - イ 提出場所  
3の(3)と同じです。
  - ウ その他  
書面は持参又は郵送するものとします。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、審査結果について説明を求められた時は、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して14日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。
- (3) 疑義の再申立てについては、書面による回答を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して14日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答します。

## 7 応募に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の契約の相手方としません。また、北海道補給処の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とします。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停

止する場合があります。

- (4) 提出資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出された資料等は、原則として返却しません。
- (6) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的には使用しません。
- (7) 原則として、提出期限以降における提出資料等の差替え及び再提出は認めません。  
ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料を求めることがあります。
- (8) 提出資料等に自社制作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに、出図元を明記して下さい。
- (9) 提出資料等の内容に変更が生じた場合、応募者は速やかに変更の届出をして下さい。

## 8 その他

- (1) 応募者の義務等

応募者で合格の通知を受けた者は、特別な理由がない限り、必ず入札等に参加し、合理的な金額の入札書又は見積書を提出しなければなりません。

- (2) 本公示へのインターネットアクセス方法等

北海道補給処ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>) 内の「入札情報」から「北海道補給処公示」へアクセスして下さい。

本公示記載事項の詳細及び不明な点については、3の(3)に記載している部署へ照会して下さい。

### 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 参 加 表 明 書

当社は、下記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。  
 なお、別添のとおり関係資料を添付します。  
 また、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

## 記

北海道補給処公示第 号（令和 年 月 日）

No	登録番号	区分	要求内容	調達対象品目	調達予定項目
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 添付書類

分任支出負担行為担当官  
 陸上自衛隊北海道補給処  
 調達会計部長 池崎 学 殿

令和 年 月 日

所 在 地  
 電話番号  
 会 社 名  
 代表者名